平成２５年（フ）第１０１号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方6145番地、前住所鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8380番地１８号
破産者　小宮路　強
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
鹿児島県鹿屋市寿１丁目16番28号
破産者　益満　真也
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第５１５号
愛知県海部郡蟹江町本町７丁目111番地
破産者　佐藤　藤子
1　決定年月日　平成26年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６０７号
札幌市厚別区厚別東１条２丁目４番１号コーポ向平Ｂ―202
破産者　飯田　順子
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６９号
釧路市桜ケ岡２丁目14番３号、破産手続開始決定時の住所釧路市鳥取大通１丁目５番15号
破産者　鉄板焼鮮家ＴＡＭＡＤＯＲＩことＧｒａｚｉｅこと焼肉鮮家七福神こと　川村　明弘
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第５３６号
神奈川県平塚市出縄227番地の10　ニューシティ湘南Ｂ―103、前住所神奈川県平塚市日向岡１丁目３番13号
破産者　池上　節子
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２１８号
岐阜市本荘西３丁目144番地
破産者　葛西　典只
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２１９号
岐阜市本荘西３丁目144番地
破産者　葛西　敬子
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５２７号
静岡県島田市旗指108番地の２
破産者　石神　　登
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２３５号
愛知県愛知郡東郷町和合ケ丘２丁目20番地14、従前の住所岐阜県関市小瀬991番地９
破産者　坪井　　啓
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９号
三重県伊賀市下神戸1015番地
破産者　東本　　馨
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第９８号
三重県伊賀市下郡534番地の３
破産者　木下　博文
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第９３８号
神戸市長田区一番町３丁目１―１―503、開始決定時の住所神戸市長田区大谷町３丁目１番41―201号
破産者　山下　泰弘
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４４号
岡山県浅口市鴨方町六条院西1600番地23
破産者　井上　　勇
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２０５号
広島市佐伯区湯来町大字下2901番地
破産者　河口　　守
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８号
長崎県長崎市小ケ倉町２丁目398番地137コーポタツミ105号、旧住所長崎市蚊焼町1051番地23
破産者　冨永　茂行
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４６号
長崎県長崎市葉山２丁目48番25号
破産者　本村　義夫
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係